

遠野市産業部商工労働課公式ソーシャルメディア利用規約

遠野市ソーシャルメディアの運用に関する要綱(令和4年遠野市告示第25号)に基づき、遠野市産業部商工労働課ソーシャルメディア(以下「商工労働課ソーシャルメディア」という。)の利用規約を次のとおり定めます。

この利用規約は、商工労働課ソーシャルメディアを利用するすべての方(以下「利用者」という。)に適用されます。内容を確認し、同意の上でご利用ください。

1 基本情報

- (1) 運用主体 遠野市産業部商工労働課
- (2) 運用時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで
但し、必要に応じて運用時間以外に配信を行う。
- (3) アカウント運用責任者 遠野市産業部商工労働課長

2 運用する商工労働課ソーシャルメディアの種類、アカウント及びURL

- (1) 種類 X
アカウント TonocityCil2111
URL <https://twitter.com/TonocityCil2111>
- (2) 種類 インスタグラム
アカウント tonocitycil
URL <https://www.instagram.com/tonocitycil/>
- (3) 種類 YouTube
アカウント TonocityCil2111
URL <https://www.youtube.com/channel/UCKiehOgsYUAraxDtddzayg>

3 運用方法

商工労働課ソーシャルメディアの運用方法は、次に掲げる各号のとおりです。

(1) 発信する情報

商工労働課が主管する事務事業に関わる情報について発信する。

- ア 商工業振興の取組に関すること
- イ 雇用の取組に関すること
- ウ その他商工業や雇用の取組に関連すること

(2) コメント等に対する返信

発信する情報へ利用者からコメントがあった場合は、原則として返信しません。

但し、政府機関、地方公共団体、関係者が配信する情報については、運用主体の判断にて返信を行う場合があります。

4 発信する情報の修正・削除

商工労働課ソーシャルメディアで発信した情報を修正・削除する場合は、商工労働課ソーシャルメディア内で報告します。軸等の軽微な修正については報告しません。

5 発信する情報の制限

商工労働課ソーシャルメディアへのコメント等については、遠野市ソーシャルメディアの運用に関する要綱第7条に基づき制限する場合があります。

6 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱います。

7 知的財産権の帰属

(1) 商工労働課ソーシャルメディアに掲載する情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は本市又は本市以外の著作権者等に帰属します。

(2) 商工労働課ソーシャルメディアの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用してはいけません。但し、ソーシャルメディアでの共有やりポストの機能を使用する場合は除きます。

8 免責事項

(1) 事業の中止や変更等、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。

(2) 商工労働課ソーシャルメディアの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等については市は一切責任を負いません。

(3) 商工労働課ソーシャルメディアの一般的な利用方法等技術的なご質問等について、市は一切回答しません。

(4) 運用主体は、利用規約の変更をすることがあります。変更後の利用規約は、本ページへの掲載をもってその効力が発効するものとします。

9 問い合わせ先

遠野市産業部商工労働課

電話：0198-62-2111（代表）